

答弁書第一一号

内閣参質八四第一一号

昭和五十三年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の航空運賃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の航空運賃に関する質問に対する答弁書

一について

特別着陸料及び航行援助施設利用料の額の引上げは、第三次空港整備五箇年計画の推進を図るための必要から予定しているものであり、航空運賃と国鉄運賃とのバランスをとることを意図してのものではない。

二及び三について

本土・沖縄間の航空運賃の改定及び割引運賃制度の取扱いについては、航空運送事業者からの申請の審査において、当該路線の特殊性、当該路線における需要動向及び航空運送事業者の収支状況、適正な運賃制度の在り方等を十分検討し、慎重に判断することとしたい。

四について

本土・沖縄間の往復割引運賃が適用される有効期間を一週間に延長することについては、既に認可済みであり、昭和五十三年四月一日から実施することとなっている。

#### 五について

空港使用料、航行援助施設利用料及び航空機燃料税の収入は、空港、航空保安施設等の設置、管理等我が国航空路線網の維持、整備を図るために使用されるものであり、特定の路線について、空港使用料等を軽減することは考えていない。